

医療施設等施設整備費補助金一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分	補助金算出の基準等	補助対象	事務担当	
へき地診療所施設整備事業	1/2	1/2	基準単価(一般地区鉄筋146,200円、離島地区鉄筋156,600円等) ×基準面積(無床診療所160m ² 、医師住宅80m ² 、看護師住宅80m ² 等)	へき地診療所		
過疎地域等特定診療所施設整備事業	3/4	1/2	1/4	基準単価(一般地区鉄筋146,200円、離島地区鉄筋156,600円等) ×基準面積(無床診療所160m ² 、医師住宅80m ² 、看護師住宅80m ² 等)	へき地診療所及び医師住宅、看護師住宅	
へき地保健指導所施設整備事業	1/3	1/3	1/3	基準単価(一般地区鉄筋146,200円、離島地区鉄筋156,600円等) ×基準面積(★) ★指導部門と住宅部門のみ 指導部門のみ 住宅部門のみ	過疎地域診療所及び医師等住宅等	
研修医のための研修施設整備事業	1/2	1/2	1/2	基準単価(鉄筋207,500円) × 基準面積(研修医数×30m ²) (上限1,000m ²) 研修棟として必要な次の各部門の新築又は増改築に要する工事費又は工事請負費 講義室、討議室、図書・視聴覚部門(視聴覚室、図書閲覧室、コピーライブス室)、仮眠室、管理部門(管理室、更衣室、廊下、便所等)、倉庫等	へき地保健指導所、 へき地研修指定病院 (公立、公的病院を除く)	
臨床研修病院施設整備事業	1/2	1/2	1/2	基準単価(鉄筋207,500円) × 基準面積(500m ²) 拡充整備に係る新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 ただし、研修課程に基づき臨床研修を実施している診療科 及び診療科とする (1)外来診療部門(内科、精神科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科及び放射線科の診察室) (2)救急診療部門(診察室、処置室) (3)総合診療部門(総合外来診療室) (4)在宅医療部門(在宅医療指導管理室) (5)病歴管理等	臨床研修指定病院 (公立、公的病院を除く)	
へき地医療拠点病院施設整備事業	1	1/2	1/2	病棟 診療棟 医師住宅	基準単価(鉄筋185,600円) × 基準面積(1,000m ²) 基準単価(鉄筋207,500円) × 基準面積(1,000m ²) 基準単価(鉄筋146,200円) × 基準面積(80m ²) 2戸限度	へき地医療拠点病院

医療施設等施設整備費補助金一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分	補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
補助事業名	補助率	財源負担区分	補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
医師臨床研修病院研修医環境整備事業	2/3	1/3	1/3	基準単価(鉄筋207,200円)×基準面積(研修医数×20m) 宿舎の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (バルコニー、廊下、階段等共通部分を含む)	臨床研修指定病院 (公立、公的病院を除く)
離島等患者宿泊施設施設整備事業	2/3	1/3	1/3	261千円×基準面積(室数×40m) (8室上限とし、かつ、改修の場合は厚生労働大臣が必要と認めた額) 離島等患者宿泊施設として必要な新築、増改築及び改修	公立病院、公的病院、厚生労働大臣が適当と認める者
産科医療機関施設設置整備事業	2/3	1/3	1/3	診療部門：基準単価(鉄筋185,600円)×基準面積(30m) 宿泊施設：基準単価(鉄筋207,200円)×基準面積(室数×40m) (上限2室) 産科医療機関として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 診療部門(分娩室、病室等)、宿泊施設	前年度末において、分娩を取り扱う病院の数が1以下であり、かつ分娩を取り扱う診療所の数が2以下である2次医療圏 他に産科医療機関の無い島公立病院、公的病院、厚生労働大臣が適当と認める者

医療施設等施設整備費補助金一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分	補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
死後時画像診断システム等施設整備事業	1/2	1/2	基準単価(鉄筋231,700円)×基準面積(60m) 死因究明のための解剖の実施に必要な施設及び死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費 または工事請負費	市町、その他厚生労働大臣が適当と認める者	
有床診療所等設備事業 ラーニング	定額	1	基準単価 1 m ² 当たり 17,5千円×対象面積 スプリンクラー(パッケージ型自動消火設備を含む) 整備のために必要な工事費又は工事請負費 自動火災報知設備整備のためには工事費又は工事請負費 1施設当たり 1,030千円 1施設当たり 30千円 非常通報装置としての機能を併せ持つものを整備する場合、 加算 68千円 火災通報装置整備のために必要な工事費又は工事請負費 ※新規設置に限る	市町、医療法人、社会福祉法人、その他厚生労働大臣が適当と認める者	医務・県立病院 医務・看護大学班 相賀 059-224-2337
院内感染対策施設整備事業	1/3	1/3	病院の感染者のための個室整備 1室当たり 12,345千円 空調設備(空気清浄度クラス1万以上)整備する場合、加算 28,097千円 医療機関の感染者のための個室整備に必要な工事費又は工事請負費	民間病院	

(注)
※ 公立病院：県、市町、地方独立行政法人、公的病院：日赤、済生会、厚生連、民間病院：医師会、医療法人、その他個人等
※ 補助条件等については、各事業者それぞれ異なりますので、詳しくは各担当者にお問い合わせください。
※ 補助率は事業者が補助を受ける割合です。
※ 補助率は補助の上限で、実整備単価、面積がそれ以下の場合には実際の単価、面積となります。
※ 補助単価、基準面積は“鉄筋コンクリート”の単価を記載しています。“ブロック”、“木造”については別に定めています。
※ 基準単価、基準面積は“鉄筋コンクリート”の単価を記載しています。“ブロック”、“木造”については別に定めています。
※ 補助率、経費負担割合及び基準額について現在の情報です。変更になる場合があります。詳細は各担当者にお問い合わせください。
※ 補助率、経費負担割合及び基準額についてある部分がありますことをご承知おきください。詳細は各担当者にお問い合わせください。

医療施設等設備整備費補助金一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分	補助金算出の基準額	補助対象	事務担当
国	県	その他			
へき地診療所設備整備事業	1/2	1/2	基準額 1か所当たり 16,200千円 (医療機器)	へき地診療所	
へき地患者輸送車(船)整備事業	1(1/2)	1/2 1/2 (0)	基準額 マイクロバス 1台当たり 2,778千円 ワゴン車 1台当たり 1,447千円 患者輸送艇 1隻当たり 10,013千円	公立病院、公的病院、民間病院又は診療所	
へき地巡回診療車(船)整備事業	1(1/2)	1/2 1/2 (0)	基準額 診療車 1台当たり 1,400千円 診療船 1隻当たり 8,916千円 (中型 24,528千円) 歯科診療車 1台当たり 3,670千円	公立病院、公的病院、民間病院又は診療所	
離島歯科巡回診療用設備整備事業	1/2	1/2	基準額 1班当たり1,836千円 (遠隔型) 1,080千円 (近接型)	県立病院	
過疎地域等特定診療所設備整備事業	3/4	1/2 1/4	基準額 1か所当たり 16,200千円 (医療機器)	過疎地域所在公立病院	
へき地保健指導所設備整備事業	1/3	1/3	基準額 1台当たり 469千円 (保健師用自動車)	公立病院	
へき地医療拠点病院設備整備事業	1	1/2 1/2	基準額 1か所当たり 54,000千円 (医療機器) 27,000千円 (歯科医療機器)	へき地医療拠点病院	
遠隔医療設備整備事業			基準額 1か所当たり次に掲げる額の合計額 1 遠隔病理診断 (1) 支援側医療機関 4,514千円 (2) 依頼側医療機関 13,940千円 2 遠隔画像診断及び助言 (1) 支援側医療機関 16,092千円 (2) 依頼側医療機関 14,585千円 3 在宅患者用遠隔診療装置 8,100千円 遠隔医療の実施に必要なコノビュータ及び附属機器等の購入費	公立病院、厚生労働大臣の認める者	
臨床研修病院支援システム設備整備事業	1/2	1/2	基準額 1か所当たり 1 支援側医療機関 7,714千円 2 依頼側医療機関 7,714千円 (ただし、支援側、依頼側のいずれか一方が他方を貸与する場合は、1と2の合算額を行ない、かつ、他方に機器を貸与することができる) 臨床病理検討会(CPC)の適切な開催に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費	厚生労働大臣の認める者 (公的病院、民間病院)	

医療施設等設備整備費補助金一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分	補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国 県 その他の 基準額			
へき地・離島診療支援システム設備整備事業	1/2	1/2	基準額 1か所当たり 7,714千円 (支援側医療機関) 7,714千円 (依頼側医療機関)	公立病院、公的病院、厚生労働大臣が適当と認める者	
離島等患者宿泊施設設備整備事業	2/3	1/3	1/3 基準額 1室当たり 229千円 (8室を限度とする) 離島等患者宿泊施設の初度設備に必要な備品購入費	公立病院、公的病院、厚生労働大臣が適當と認める者	
産科医療機関設備整備事業	1	1/2	1/2 基準額 1か所当たり 8,921千円 産科医療機関として必要な医療機器購入費	前年度末において、分営を取り扱う病院の数が1以下であり、かつ分娩を取り扱う診療所の数が2以下である2次医療圏に産科医療機関の無い離島	地域医療推進課 医師・看護師確保対策班 尾方 059-224-2326
死亡時画像診断システム等設備整備事業	1/2	1/2	基準額 1か所当たり 20,571千円 死因究明のための解剖の実施に必要な設備および死亡時画像診断又は死体解剖の実施に必要な医療機器購入費 (解剖台、検査機器、CT、MRI)	市町等、その他厚生労働大臣が適当と認める者	医務国保課 医務・県立病院・看護大学班 相賀 059-224-2337

※ 公立病院：県、市町、地方独立行政法人、公的病院：日赤、済生会、厚生連 民間病院：医師会、医療法人、その他個人等
 ※ 補助条件等については、各事業ぞれ異なりますので、詳しくは各担当者にお問い合わせください。
 ※ 補助率は事業者が補助を受けける割合です。
 ※ 基準額は補助の上限で、実整備額がそれ以下の場合には実情報となります。
 ※ 補助率、経費負担割合及び基準額について現在の情報です。変更になる場合があります。
 ※ 詳細は各担当者にお問い合わせください。

医療提供体制施設整備交付金関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分	補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国 県 その他			
休日夜間急患センター施設整備事業	0.33	0.33	鉄筋コンクリート造 基準単価(163,400円) × 基準面積(150m ²) 人口10万以上 基準面積(100m ²) 人口5万～10万未満 木造 フローティング構造 基準単価(142,000円) × 基準面積(150m ²) 人口10万以上 基準面積(100m ²) 人口5万～10万未満 基準面積(100m ²) 人口5万～10万未満 基準面積(163,400円) × 基準面積(150m ²) 人口10万以上 基準面積(100m ²) 人口5万～10万未満 基準面積(23,700円) × 基準面積(150m ²) 基準単価(23,700円) × 15m ² (1床当たり) × 心臓病専用病床数 (CCJ) (2床を限度とする) 基準単価(23,700円) × 15m ² (1床当たり) × 脳卒中専用病床数 (SCJ) (2床を限度とする)	公的病院、民間病院 (市町の委託含む)	地域医療推進課 地域医療班 矢形 059-224-3370
病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	0.33	0.33		病院群輪番制病院 (公立病院を除く) に補助する市町	
救急ヘリポート施設整備事業	0.33	0.33	基準単価 45,572千円 ヘリポート整備に要する工事費等	公的病院 民間病院	地域医療推進課 地域医療班 沖野 059-224-3370
ヘリポート周辺施設施設整備事業	0.33	0.33	基準単価 159,599千円 (格納庫1か所あたり) 格納庫整備に要する工事費等 基準単価 100,511千円 (給油施設1か所あたり) 給油施設整備に要する工事費等 基準単価 100,511千円 融雪施設整備に要する工事費等	ドクターへり基地病院等	
救命救急センター施設整備事業	0.33	0.33	基準単価(207,500円) × 基準面積(2300m ²) 加算 ヘリポート 72,614千円 基準単価(207,500円) × 15m ² (1床当たり) × 心臓病専用病床数 (CCJ) (4床を限度とする) 基準単価(207,500円) × 15m ² (1床当たり) × 脳卒中専用病床数 (SCJ) (4床を限度とする) 基準単価(207,500円) × 15m ² (1床当たり) × 小児救急専門病床数 (6床を限度とする) 基準単価(207,500円) × 15m ² (1床当たり) × 重症外傷専用病床数 (SCJ) (4床を限度とする)	救命救急センター (公立病院を除く)	
小児救急医療拠点病院施設整備事業	0.33	0.33	基準単価(23,700円) × 基準面積(150m ²)	公的病院 民間病院	地域医療推進課 地域医療班 沖野 059-224-3370

医療提供体制施設整備交付金関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
小児医療施設施設整備事業	0.33	0.33			小児専用病棟 基準単価(185,600円)×基準面積(800m ²) 診療棟 基準単価(207,500円)×基準面積(800m ²)	公的病院 民間病院	地域医療推進課 地域医療班 沖野 059-224-3370
周産期医療施設施設整備事業	0.33	0.33			基準単価(185,600円)×基準面積(300m ²) 周産期専用病棟(母体・胎児集中治療管理室を含む)	公的病院 民間病院	地域医療推進課 地域医療班 矢形 059-224-3370
地域療育支援施設施設整備事業	0.33	0.33			病棟 基準単価(鉄筋207,500円、ブロック180,900円)×130m ² (1床当たり)×病床数(10床を限度とする) 診療棟 基準単価(鉄筋231,700円、ブロック202,500円)×130m ² (1床当たり)×病床数(10床を限度とする)	公的病院 民間病院	地域医療推進課 地域医療班 沖野 059-224-3370
共同利用施設施設整備事業	0.33	0.33			開放型病棟 基準単価(☆)×基準面積(★) ☆「医療提供体制施設整備交付金交付要綱」別表3に準ずる ★一般病床数(50床を限度)×1床あたり基準面積(耐火構造13.8m、ブロック・木造12.56m) 特殊診療棟 基準面積(300m ²)	民間病院	医務国保課 医務・県立病院・看護大学班 相賀 059-224-2337
医療施設近代化施設施設整備事業	0.33	0.33			病院 基準単価(☆)×基準面積(★)×整備後の病床数+加算 ☆「医療提供体制施設整備交付金交付要綱」別表3に準ずる ★各床の病室面積6.4m以上かつ病棟面積18m以上25m、 各床の病室面積5.8m以上かつ病棟面積16m以上22m、 改修により療養病床を整備する病院 1床当たり3,624千円×整備後の療養病床の病床数 転換する病床は20床以上の病棟 その他結核病棟改修等については医療施設近代化施設整備事業実施要綱を参照のこと。	厚生労働省「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」に適合する病院、診療所(公立医療機関を除く) 病床過剰地域は、10%以上の病床削減が必要 その他の条件有り	医務国保課 医務・県立病院・看護大学班 相賀 059-224-2337
基幹災害拠点病院施設整備事業	0.50	0.50			耐震強化 基準単価(43,000円)×基準面積(2,300m ²) 備蓄倉庫 149,176千円、自家発電装置 149,535千円 受水槽 137,802千円、研修部門 114,752千円 ヘリポート 134,532千円	基幹災害拠点病院 (公立病院を除く)	地域医療推進課 地域医療班 保村 059-224-3370
地域災害拠点病院施設整備事業	0.33	0.33			耐震強化 基準単価(40,300円)×基準面積(2,300m ²) 備蓄倉庫 42,075千円、自家発電装置 149,535千円 受水槽 137,802千円、ヘリポート 72,614千円	災害拠点病院 (公立病院を除く)	医務国保課 医務・県立病院・看護大学班 相賀 059-224-2337
腎移植施設施設整備事業	0.83	0.50	0.33		基準単価(492,100円)×基準面積(100m ²)	公的病院 民間病院	医務国保課 医務・県立病院・看護大学班 相賀 059-224-2337
特殊病室施設施設整備事業	0.33	0.33			特殊病室(骨髓移植施設等における無菌室)の整備に必要な工事費又は工事請負費 1室当たり 62,441千円	公的病院 民間病院	医務国保課 医務・県立病院・看護大学班 相賀 059-224-2337
肝移植施設施設整備事業	0.33	0.33			基準単価(492,100円)×基準面積(100m ²)	公的病院 民間病院	医務国保課 医務・県立病院・看護大学班 相賀 059-224-2337

医療提供体制施設整備交付金関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分				補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他				
治験施設設備事業	0.33	0.33				治験専門外来 鉄筋コンクリート造の場合 基準単価(231,700円)×基準面積 (100m ²) ブロック造の場合 基準単価(202,500円)×基準面積 (100m ²) 治験管理部門 鉄筋コンクリート造の場合 基準単価(191,100円)×基準面積 (75m ²) ブロック造の場合 基準単価(166,800円)×基準面積 (75m ²)	民間病院	ライフノベーション課 総合特区推進班 竹中 059-224-3351
特定地域病院施設整備事業	0.33	0.33				改築 病棟 既存病床数×30%×13.88m ² ×基準単価(207,500円) 改築部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大臣が 認める面積×基積×基準単価(231,700円)	大規模地震指定地域病院 (公的病院)	
地震防災対策医療施設耐震整備事業	0.50	0.50				耐震化施設 補強が必要と認められるもの 基準単価(40,300円)×基準面積(2,300m ²)	地域医療推進課 地域医療保付 059-224-3370	地域防災対策特別措置法 に基づく五箇年計画に定められた耐震化を必要とする医療機関(公立医療機関を除く)
医療施設等耐震整備事業	0.50	0.50				土砂災害防止施設 補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの 1か所当たり 31,784千円	土砂災害危険か所に所在する医療機関 (公立医療機関を除く)	
	0.33	0.33				補強が必要と認められるもの 基準単価(40,300円)×基準面積(2,300m ²) 耐震構造指標のIs値が0.4未満の建物を有する二次救急医療施設 等 耐震構造指標のIs値が0.3未満の建物を有する病院 基準単価(19,400円)×基準面積(2,300m ²) 補強が必要と認められるもの 基準単価(30,800円)×基準面積(2,300m ²) 耐震構造指標のIs値が0.3未満のもの 基準単価(146,200円)×基準面積(2,300m ²)	病院 (公立病院を除く)	地域医療推進課 医師・看護師確保対策班 村瀬 059-224-2326
	0.50	0.50				看護師等養成所		

医療提供体制施設整備交付金関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当	
		国	県	その他				
南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業	0.33	0.33			救命救急センター 867,261千円 病院待合室・診療所 14,816千円 在宅当番医制診療所 14,816千円 在宅当番医制歯科診療所 14,816千円 休日夜間急患センター 14,816千円 休日夜間急患科診療所 14,816千円 時間外診療実施診療所 14,816千円 基幹災害対応拠点病院 763,708千円 地域災害対応拠点病院 504,557千円 周産期母子医療センター 93,931千円 小児救急医療拠点病院 31,748千円 在宅医療実施病院 90,436千円 在宅医療実施診療所 14,816千円 在宅医療実施歯科診療所 14,816千円 精神科病院 90,436千円 精神科救急医療センター 867,261千円	南海トラフ地震に係る地盤防災対策の推進に関する市町の津波避難緊急対策事業計画に記載された施設(公立病院を除く)	地域医療推進課 地域医療班 保付 059-224-3370	
アスベスト除去等整備事業	0.33	0.33			1m ² 当たり42,500円×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	公的病院 民間病院	医務国保課	
医療機器管理室施設整備事業	0.33	0.33			基準単価(231,700円)×基準面積(80m ²)	公的病院 民間病院	医務・県立病院・看護大学班 相賀	
地球温暖化対策施設整備事業	0.33	0.33			1カ所あたり 96,686千円	公的病院 民間病院	059-224-2337	
内視鏡訓練施設整備事業	0.50	0.50			基準単価(231,700円)×訓練者数×30m ²	民間病院		

※公立病院：県、市町、地方独立行政法人
 ※市町、地方事業等については、各事業で異なりますので詳しくは各担当者にお問い合わせ下さい。
 ※補助条件等については、事業者が補助を受ける割合です。
 ※補助率は、基準面積は、補助の上限で、実整備面積がこれより下回る場合は、実際の単価、面積に基づいて算定を行います。
 ※基準面積は、補助の上限で、実整備面積がこれより上回る場合は、実際の単価、面積に基づいて算定を行います。
 ※内視鏡訓練施設整備事業は、各補助事業の概略を示しております、詳細については現在の情報ですので、変更になる場合は省略されています。
 ※当該一覧表は、各補助事業の概略を示しております、詳細については現在の情報ですので、変更になる場合は省略されています。

医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）設備費関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
休日夜間急患センター設備整備事業	2/3	1/3	1/3	基準額	1か所当たり 人口10万以上 3,240千円（医療機器等） 人口5万～10万未満 1品につき 33千円（下限額）	公的病院、民間病院 (市町の委託含む)	
小児初期救急センター設備整備事業	2/3	1/3	1/3	基準額	1か所あたり 10,800千円（医療機器） 1品につき 33千円（下限額）	公的病院、民間病院 (市町の委託含む)	
病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	2/3	1/3	1/3	基準額	1か所あたり 21,600千円（医療機器） 6,171千円（心臓病専用機器） 6,171千円（脳卒中専用機器） 2,724千円（心電図受診装置） 1品につき 100千円（下限額）	公的病院 民間病院 (病院群輪番制病院又は共同利用型病院)	地域医療推進課 地域医療 矢形 059-224-3370
救命救急センター設備整備事業	2/3	1/3	1/3	基準額	1か所当たり 251,640千円（医療機器） 61,713千円（心臓病専用機器） 61,713千円（脳卒中専用機器） 61,713千円（小児救急専用機器） 61,713千円（重症外傷専用機器） 57,669千円（ドクターと医療機器） 2,724千円（心電図受診装置） 1,080千円（無線装置） 1品につき 100千円（下限額）	救命救急センター (公立医療機関を除く)	
小児急救医療拠点病院設備整備事業	2/3	1/3	1/3	基準額	1か所当たり 21,600千円（医療機器）	公的病院 民間病院	
小児急救医療拠点病院設備整備事業	1/3	1/3		基準額	1か所あたり 21,600千円 小児救急医療拠点病院として必要な医療機器の購入費 1品につき 100千円（下限額）	公的病院 民間病院	
小児集中治療室設備整備事業	1/3	1/3		基準額	1か所あたり 11,340千円 小児集中治療室として必要な医療機器等の購入費 1品につき 100千円（下限額）	公的病院 民間病院	
小児救急遠隔医療設備整備事業	3/4	1/2	1/4	基準額	（支援側医療機関）1か所あたり 24,617千円 (依頼側医療機関) 1か所あたり 28,629千円（病院） 1か所あたり 22,684千円（診療所） 遠隔医療の実施に必要なテレビソロジー、テレラジオロジー、テレビ電話等コンピュータ及び付属機器等の購入費	公的病院 民間病院	

医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）設備費関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
小児医療施設設備整備事業	2/3	1/3	1/3		基準額 1か所あたり 25,920千円（医療機器等） NICUに必要な医療機器を整備する場合 9,720千円にNICUベッド1床当たり1,620千円を それぞれ加算（ただし、16,200千円を限度） 1品につき 100千円（下限額）	公的病院 民間病院	地域医療推進課 地域医療班 沖野 059-224-3370
周産期医療施設設備整備事業	2/3	1/3	1/3		基準額 1か所あたり 31,394千円（医療機器） 31,456千円（ドクター・トゥ・カーナーに 搭載する医療機器等） 1品につき 100千円（下限額）	公的病院 民間病院	地域医療推進課 地域医療班 矢形 059-224-3370
共同利用施設設備整備事業	1/3	1/3	1/3		基準額 1か所あたり 216,000千円（医療機器） 1品につき 1,000千円（下限額） ※地域医療支援病院としては必要な共同利用高額医療機 器の購入費 共同利用施設又は地域医療支援病院として必要な共同利用部門設備整備事業については、補 助率2/3（国1/3、県1/3）	公的病院 民間病院	医務国保課 医務・県立病院・看護大学 相賀 059-224-2337
基幹災害拠点病院設備整備事業	2/3	1/3	1/3		基準額 1か所あたり 31,456千円 (基幹災害拠点病院として必要な医療機器) 1か所につき 100千円（下限額）	基幹災害拠点病院 (公立病院を除く)	地域医療推進課 地域医療班 保村 059-224-3370
地域災害拠点病院設備整備事業	2/3	1/3	1/3		基準額 1か所あたり 18,874千円 (災害拠点病院として必要な医療機器) 1か所につき 100千円（下限額）	災害拠点病院 (公立病院を除く)	医務国保課 医務・県立病院・看護大学 相賀 059-224-3370
NBC災害・テロ対策 設備整備事業	10/10	1/2	1/2		基準額 1か所あたり 33,148千円 (NBC災害及びテロ発生時における災害・救急医療体制整備に必要な 医療機器等の購入)	災害拠点病院 救命センター	医務国保課 医務・県立病院・看護大学 相賀 059-224-3370
人工腎臓装置不足地域設備整備 事業	1/3	1/3			基準額 1品につき 100千円（下限額）	公的病院 民間病院	医務国保課 医務・県立病院・看護大学 相賀 059-224-3370
HLA検査センター設備整備事業	1/2	1/2			基準額 組織適合検査に必要な検査機器、臓器保存器の購入費 1品につき 100千円（下限額）	公的病院 民間病院	医務国保課 医務・県立病院・看護大学 相賀 059-224-3370
院内感染対策設備整備事業	2/3	1/3	1/3		初度設備 基準額 総病床数 50床未満 1,047千円 50床以上100床未満 1,361千円 100床以上200床未満 2,202千円 200床以上300床未満 3,354千円 300床以上 4,507千円 1品につき 33千円（下限額）	公的病院 民間病院	医務国保課 医務・県立病院・看護大学 相賀 059-224-3370
環境調整室設備整備事業	1/3	1/3			基準額 1か所当たり 38,057千円 環境調整室に必要な検査機器（化学物質注入装置、化学物質分析装置、 近赤外線ヘモグロビン酸素濃度測定器）の購入費 1品につき 100千円（下限額）	公立病院	医師・看護師確保対策班 尾方 059-224-2326
医療機関アクセス支援車整備事 業	2/3	1/3	1/3		マイクロバス 1台当たり 2,777千円 ワゴン車等 1台当たり 1,447千円	公立病院	医師・看護師確保対策班 尾方 059-224-2326

医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）設備費関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分	補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国 累 その他			
地域療育支援施設設備整備事業	1/2	1/2	基準額 1か所当たり 3,240千円×病床数 ただし、10床分を限度とする。 1品につき 100千円（下限額）	公的病院	地域医療推進課 地域医療班 沖野 059-224-3370
内視鏡訓練施設設備整備事業	1/2	1/2	基準額 1か所当たり 216,000千円 内視鏡手術の研修に必要な手術台、麻酔器、無影燈、スコープ、光源 装置等の購入費	公的病院 民間病院	医務国保課 医務・県立病院・看護大学 班 相賀 059-224-2337
アスペスト除去等整備促進事業	定額	1	基準額 1棟当たり 250千円 病院の石綿含有保温材等の使用状況等の調査に必要な諸費用	公的病院 民間病院	
地域療育支援施設運営事業	1/2	1/2	基準額 1か所当たり 23,985千円×事業月数／12 4床以上整備する場合、10床を限度として1床あたり7,995千円を増額。 (ただし、10床を限度)	公立病院 公的病院 民間病院	地域医療推進課 地域医療班 沖野 059-224-3370
日中一時支援事業	1/3	1/3	(病床確保) 基準額 1日1床あたり 29,110円 (看護師等確保) 基準額 看護師 1日あたり 6,350円 看護助手 1日あたり 5,320円	公立病院 公的病院 民間病院	

※公立病院：県、市町、地方独立行政法人 公的病院：日赤、済生会、厚生連、民間病院：医师会、医療法人、その他個人等

※補助条件等については、各事業で異なりますので詳しくは各担当者にお問い合わせ下さい。

※補助者は、事業者が補助を受ける割合です。

※基準単価、基準面積は、補助の上限で、実整備単価、面積に基づいて算定を行います。

※補助率、財源負担区分及び基準額について現在の情報ですので、変更になる場合があります。
※当該一覧表は、各補助事業の概略を示しており、詳細については省略されている部分があることをご承知ください。

地域医療介護総合確保基金関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分	補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国 岐 駿 その他			
院内助産所・助産師外来施設整備事業	0.33	0.22 0.11	鉄筋コルク-ト ブロック 木造	基準単価(159,900円) 基準単価(139,700円) 基準単価(159,900円) ×基準面積(30m ²)	病院、診療所（産科又は産婦人科を有する医療機関のみ、公立を除く）
院内助産所・助産師外来施設設備整備事業	0.33	0.22 0.11	基準額 一か所あたり 3,811千円 院内助産所・助産師外来開設のための設備整備として必要な医療機器等の備品購入費	病院、診療所（産科又は産婦人科を有する医療機関のみ、公立を除く）	地域医療推進課 医師・看護師 確保方策班 村瀬 059-224-2326
看護師等養成所施設整備事業	0.50	0.33 0.17	鉄筋コルク-ト ブロック 木造	基準単価(129,600円) 基準単価(112,400円) 基準単価(129,600円) ×基準面積(★)	看護師等養成所（独立行政法人、公的養成所を除く）
看護師物販環境改善施設整備事業	0.33	0.22 0.11	★新築の場合 看護師等養成所 准看護師養成所 増築の場合は新築の場合に準じる、改築及び改修の場合には既存面積 学生定員×20m ² （2年課程（通信制）は3m ² ） 生徒定員×17m ²	鉄筋コルク-ト ブロック 木造	看護師等養成所（独立行政法人、公的養成所を除く）
看護師宿舎施設整備事業	0.33	0.22 0.11	鉄筋コルク-ト ブロック 木造	基準単価(159,900円) 基準単価(139,700円) 基準単価(159,900円) ※ナーカー附加算単価(114,200円/m ²)	病院（公立、公的医療機関を除く）
看護師等養成所初度設備整備事業	0.50	0.33 0.17	鉄筋コルク-ト ブロック 木造	基準単価(178,500円) 基準単価(156,000円) 基準単価(178,500円) ★一室あたり 33m ²	病院（公立、公的医療機関を除く）
病院内保育所施設整備事業	0.33	0.22 0.11	鉄筋コルク-ト ブロック 木造	基準額 1 か所当たり 13,335千円（助産師養成所は21,735千円）以上 の標準、模型及び教育用機械器具の購入費を対象とする。 ただし、一品の価格が50,000円（助産師養成所は10,000円）以上の標準、模型及び教育用機械器具の購入費を対象とする。	新設の看護師等養成所（独立行政法人、公立養成所を除く）
回復期病床転換事業	1/2	1/3 1/6	新築・改築・改修 転換病床数 1 床当たり 3,508千円 回復期リハビリテーション病棟又は地域包括ケア病棟へ転換するために必要な工事費または工事請負費	病院	地域医療推進課 医療企画班 中井 059-224-3374

地域医療介護総合確保基金関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
歯科衛生士養成所施設設備事業	0.50	0.33	0.17		基準単価(129,600円)×基準面積(施設整備後の第3学年の定員×20m ²)	歯科衛生士養成所(独立行政法人、公立、公的養成所を除く)	健康づくり課 がん・健康対策班 奥野 059-224-2294
歯科衛生士養成所初年度設備整備事業	1/2	1/3	1/6		基準額 1か所当たり 11,000千円 ただし、標本、模型及び教育用機械器具の購入費を対象とする。	歯科衛生士養成所(独立行政法人、公立養成所を除く)	健康づくり課 精神保健福祉局 河合 059-224-2273
地域生活支援施設・設備整備事業	【施設】 0.5 (0.33) 【設備】 0.5 (0.22)	0.33 (0.11) 0.33 (0.17)	0.17 (0.11)		《施設》 鉄筋コンクリート 基準単価(165,300円)×基準面積(★)×通所者の定員 ★独立施設型 16.3m ² ★病院付設型 11.3m ² *補助率の(1)は、地方公共団体、公的医療機関以外 が設置する場合に適用	地方政府公共団体、公的医療機 関、医療法人等が設置する ディ・ケア施設	健康づくり課 精神保健福祉局 河合 059-224-2294
がん診療施設施設整備事業	0.33	0.22	0.11		病棟 基準単価(175,100円)×基準面積 診療棟 基準単価(195,800円)×基準面積 ★鉄筋コンクリートの場合(単価は変更の場合あり)	病院の開設者(公立を除 <)	健康づくり課 がん・健康対策班 北島 059-224-2294
がん診療施設設備整備事業	1/3	2/9	1/9		基準額 1か所当たり 31,500千円(医療機器) 1品につき 100,000円(下限額)	病院の開設者(公立を除 <)	病院の開設者(公立を除 <)
小児等在宅医療連携拠点事業	1/2	1/4	1/4		基準額 1か所当たり 3,016千円	病院	地域医療推進課 地域医療班 沖野 059-224-3370

*独立行政法人：独立行政法人・国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等 公立病院：県、市町、地方独立行政法人、公的病院：日赤、済生会、厚生連、民間病院：医師会、医療法人、その他の個人等

*補助条件等については、各事業で異なりますので詳しくは各担当者にお問い合わせ下さい。

*補助率は、事業者が補助を受ける割合です。

*基準単価、基準面積は、補助の上限で、実整備単価、面積がこれらを下回る場合は、実際の単価、面積に基づいて算定を行います。

*補助率、基準面積及び基準額について現在の情報ですでの、変更になる場合があります。

*当該一覧表は、各補助事業の概略を示しており、詳細については省略されています。

*当該一覧表は、各補助事業の概略を示しており、詳細については省略されています。